

特定非営利活動法人ほのぼの研究所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ほのぼの研究所 という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県柏市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者を中心として超高齢社会を構成する幅広い年齢層の人々に対して、健康長寿を実現するために必要な知識と技術、特に画像を用いて会話が活発になるよう支援し認知症の予防回復に役立てる「共想法」を普及し、人材を養成することを通じて活力あるまちづくりに貢献する。

また、市民が主体的に学術研究やサービス提供に参画するために必要な情報通信並びに社会システムを構築し、高齢者の基礎特性や高齢者向け機器の評価、高齢者を活用する社会システムの提案など超高齢社会の諸問題、特に認知症に関する諸問題を解決する科学技術社会システムについて研究し、全世代にとって暮らしやすく生きがいのある「ほのぼの社会」の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 認知症予防回復支援サービスの研究開発普及事業
- (2) 認知症予防回復支援に関する知識と技術を有し、その実現に寄与する技能者養成事業
- (3) 民産医公官学の連携交流により国際学術研究都市を実現するまちづくり事業
- (4) 情報通信技術を用いた認知症予防回復支援サービスの広報事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会を申し込み、代表理事が認めた個人及び団体
- (2) 協力会員 この法人の目的・活動に賛同して、事業活動に協力するため入会した個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の活動趣旨に賛同して、協力支援するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入するものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、この法人の名誉を傷つけ、又は定款等に違反する行為のあったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任する。

- 2 監事は、総会において選任する。
- 3 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告

すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が、心身の故障のため職務の遂行に耐えないと認められるとき、又は役員として相応しくない行為があったときは、監事は総会の、理事は理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越えるものがかけたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散時の残余財産の処分
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 監事の選任及び解任
- (6) 第15条第4項第3号による監事からの報告事項
- (7) その他理事会が総会に付議した事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、第22条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第22条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第2号及び第42条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(2) 理事の選任又は解任、職務及び役員報酬

(3) 事務局の組織及び運営

(4) 総会に付議すべき事項

(5) 総会が議決した事項の執行に関する事項

(6) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 31 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 34 条第 2 項及び第 36 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第 38 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算の決定及びその変更は、代表理事がその案

を作成し、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後最初の総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 42 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数により議決する。

(解散)

第 43 条 この法人が解散するときは、正会員総数の過半数の承諾を得なければならない。

2 この法人が解散するときは、解散総会において清算人を選任する。又は選任しない場合は理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 45 条 この法人が合併しようとするときは、正会員総数の過半数により議決する。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 47 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 48 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	大武 美保子
副代表理事	長谷川 多度
理事	小 沼 宗 心
同	加藤 元一郎

同	浅 間 一
同	岩 田 修 一
同	高 木 利 久
同	三 宅 徳 久
監事	上 橋 泉

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 39 条の規定にかかわらず、設立総会で定めたところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 41 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この定款第 6 条で規定する会員の種別については、平成 21 年 4 月 21 日付で改訂した。
- 7 この定款第 3 条で規定する目的については、平成 30 年 10 月 9 日付で改訂した。
- 8 この定款第 13 条で規定する役員の種別及び定数については、平成 30 年 10 月 9 日付で改訂した。
- 9 この定款第 46 条で規定する広告の方法については、平成 30 年 10 月 9 日付で改訂した。
- 10 この定款第 47 条で規定する事務局の設置等については、平成 30 年 10 月 9 日付で改訂した。